

2021年度にワシントン条約に基づく輸出許可書未取得などで輸入が差し止められた化粧品23件のうち、ランが10件、チョウザメが7件、アロエが4件、木香が1件でした。すべてが商業貨物または郵便物として輸送されており、そのうちランは1件で10,080点も輸入していました。

ワシントン条約対象種であれば、使用量が少ない加工品であっても国際取引が規制されます。

◎ラン

ランから抽出した「オーキッドエキス」は皮膚コンディショニング剤として化粧品に使われます。

ラン科は全種がワシントン条約附属書Ⅰ（国際取引原則禁止）または附属書Ⅱ（国際取引に許可が必要）に掲載されています。多くの園芸品種が出回っていますが、絶滅の危機にある野生種もあります。例えば野生のコチョウラン属の中にはインドの森の中に5個体しか確認されていない種^[1]があります。人工繁殖させた栽培個体に紛れて野生個体が取引されないようにするため、ラン科の国際取引には、ワシントン条約に基づく書類が必要になります。附属書Ⅰ掲載種^[2]でも無菌の試験管の中の実生や組織培養体は条約の対象外です。

◎アロエ

アロエの液汁やエキスはスキンケア化粧品や育毛剤に使われています。ワシントン条約ではアロエ属は全種が附属書ⅠまたはⅡに掲載されています。

園芸用に人気がある、附属書Ⅰ掲載種のマダガスカル原産の「雪女王」はすでに野生では絶滅の可能性があり、アロエ・ラエタは野焼きや園芸目的の採取で個体数が減少しIUCNレッドリストでは危機（EN）に分類されています。

世界で広く栽培されているアロエ・ヴェラは条約の対象外で、化粧品だけでなく、医薬品、食用に使われます。朱色の花をつけるキダチアロエも広く栽培されていますが、こちらはワシントン条約の対象です。アフリカ原産でレッドリストでは軽度懸念（LC）に評価されています。

◎チョウザメ

チョウザメは「チョウザメエキス」「キャビアエキス」と呼ばれる成分が保湿効果があるとされ化粧品に使われます。卵は高級食材のキャビアとして売られるため、世界で養殖されています。

これに対し、野生のチョウザメ目は多くの種が絶滅の危機にあります。揚子江流域に生息していたハシナガチョウザメは2019年に絶滅が発表されました。ロシア

やカザフスタンの川や湖に分布するシベリアチョウザメのメスの平均成熟年齢は11～22歳、世代の長さは平均50年と長く、乱獲に弱い生物です。IUCNレッドリストでは深刻な危機（CR）に分類されています。チョウザメ目全種が附属書ⅠまたはⅡに掲載されています。

◎条約による取引管理

これらラン科、アロエ属、チョウザメ目は栽培や養殖が行われており、絶滅のおそれのある野生種を、偽って密輸しようとしても取り締まれるように、条約の対象種を広くとって規制の下で国際取引が行われています。このことを知らずに税関による差止めの対象になってしまうこともあるでしょう。

今後注意が必要なのはサメの成分が含まれた化粧品です。サメの肝油は化粧品や医薬品に使われ、養殖ではなく野生種を漁獲しています。なかでもメジロザメ科54種は2023年11月25日から附属書Ⅱの効力が発生します。メジロザメ科には日本で最も漁獲されるサメであるヨシキリザメが含まれるため、日本政府は同種を留保（その種については締約国としては扱われない）を決定しました。留保しない場合サメ製品の輸出に際し「その輸出は種の絶滅に影響を与えない」ことを輸出国の科学当局が証明する無害証明が必要です。これにより対象となるサメの種ごとの生息状況や資源管理対策を評価することになります。また種の単位で輸出入が記録され、過剰な利用に気づくことができます。ワシントン条約附属書Ⅱによる取引規制は持続可能な利用のためのツールなのです。



コチョウザメ

[1] *Phalaenopsis arunachalensis*

[2] パフィオペディウム属とフラグミベディウム属
引用文献

・ワシントン条約該当物品輸入差止等実績（令和3年）
・IUCN 2023. The IUCN Red List of Threatened Species. Version 2022-2. (2023年3月23日確認)